

研修受講に関する留意事項（研修担当課及び所属長用）

1 研修に専念させることについて

研修期間中は、受講予定者（受講生）が研修に専念できる環境を確保するため、緊急の場合を除き、職場等から電話連絡を受けることがないようにご配慮いただき、事前の調整を行った上で研修に参加するよう指導してください。

2 受講生に対する指導等について

- (1) 受講生に対して、「研修のしおり」及び「研修受講に関する留意事項（受講者用）」を確認（ホームページに掲載）し、必要な事前準備を整えた上で、所定の日時まで研修所に入所するよう指導してください。
- (2) 命令権者は、受講生に対し、研修のための旅行命令を発してください。
- (3) 所定の日時に入所できない場合は、研修所（以下の連絡先）にご連絡ください。
- (4) 身体の障がい、食物アレルギー等、研修所に配慮を要望する事項等がある場合には、「研修受講申告書」（連絡事項欄）に、その旨を記入することにより、必ず研修所に申告するよう指導してください。

3 受講申し込みの取消について

疾病等やむを得ない事由により、研修の受講が困難となった場合には、直ちにその旨について、研修所（以下の連絡先）に連絡し、必要な協議をしてください。

4 集団感染の予防について

本研修は、宿泊型で実施するものです。研修前から、風邪、インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他感染症等に罹患しないよう、健康管理には留意するよう指導してください。罹患した場合は、感染症等のまん延を防止するため、受講を制限する場合があります。

5 当研修所のルールについて

当研修所では、研修は公務であるという考えのもと、受講者が公務員としての自覚を持って研修に専念し、節度ある研修生活を送るために、以下のとおりルールを定めています。

当研修所のルールに反する行為を行った場合は、退所等を命ずる場合がありますので、このことについて受講者に周知徹底を図っていただくようお願い致します。

- (1) 研修所に生鮮食品及び酒類を持ち込むこと（宅配便等を含む）は禁止する。
- (2) 飲酒は、所定の時間と場所に限り認めることとしているが、新型コロナウイルス感染症の諸情勢等により取扱いを変更する場合がある。
- (3) 喫煙は、所定の場所を除き、禁止する。
- (4) 他の受講生に迷惑を及ぼす行為その他公務員としてふさわしくない行為は禁止する。

6 研修フォローアップ調査について

当研修所が実施する研修フォローアップ調査にご協力いただけるかどうかについて、ご回答をお願いします。

本調査は、研修受講後に研修の成果等についてお伺いし、その結果を研修企画及び今後の研修実施に反映させることを目的として実施するものです。ご協力いただくと回答していただいた受講生の中から対象科目ごとに10名程度を調査対象として選定し、研修担当課を通じて調査対象となった受講生及び所属長に同調査に係る調査依頼を送付します。

つきましては、所属長から当該調査に関するご意向（ご協力いただけるか否か）について受講生にお伝えください。お伝えいただいたご意向については、受講生が、「研修受講申告書」のうち、同調査に関する意向確認の欄で回答します。

【連絡先】

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

担当教授：鈴木 和隆（研修部） E-mail k-suzuki@jamp.gr.jp

担当主査：鈴木 佳加（調査研究部） E-mail y-suzuki@jamp.gr.jp

〒261-0025 千葉市美浜区浜田1丁目1番

電話 043-276-3126（研修部） F A X 043-276-5251（研修部）

043-276-3127（調査研究部） F A X 043-276-3329（調査研究部）